

相模原市予算規則(平成4年相模原市規則第8号)第5条に基づき、令和3年度予算編成方針を定める。

令和2年11月17日

相模原市長 本村賢太郎

## 令和3年度 予算編成方針

### 第1 はじめに

#### 1 本市財政を取り巻く環境

国の月例経済報告(令和2年10月)によると、我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられるとされており、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されている。

こうした経済情勢の下、本市の財政状況は、令和元年度にあっては新型コロナウイルス感染症の影響が限定的であったことから市税は増収となり、また令和元年東日本台風への対応についても、国庫補助金や特別交付税等により財政運営に大きな影響はなかったものの、扶助費等の義務的経費は引き続き増加した。

財政の弾力性を示す経常収支比率は99.8%となっており、新たな行政需要や臨時の財政需要への対応力が極めて限定的となる中、財政調整基金残高がピーク時の約50%まで減少するなど、もはや行財政運営上の課題をこれ以上先送りできない状況となっている。

#### 2 「(仮称)相模原市行財政構造改革プラン」策定について

令和元年9月末時点における長期財政収支の仮試算を行ったところ、令和2年度から9年度までの間に累計で約768億円の大幅な歳出超過が生じることとなり、これまでと同様の行財政運営を続けた場合、持続可能な都市経営はおろか、いずれは真に必要な行政サービスの提供す

ら困難となることが見込まれている。

こうした状況を踏まえ、歳入規模に応じ行財政運営の構造を抜本的に改革する必要があることから、「(仮称)相模原市行財政構造改革プラン」(以下「改革プラン」という。)を令和3年3月末を目途に策定することとしている。

### 3 令和3年度の財源不足額

令和3年度の一般会計の収支見通しは別紙のとおりであり、約67億円の財源不足額が生じる見込みとなっている。

この財源不足額は、令和3年度における予算見積額と歳入見込額との差額ではなく、扶助費を除く事業費について、原則、新規・拡充事業を含まない令和2年度の当初予算額を横置きした場合の不足額である。

すなわち、令和2年度に実施予定であった事業と比べ、一般財源ベースで約67億円相当の事業が実施できないという状況を示すものであり、例年の財源不足額とはその性格が根本的に異なる。

## 第2 予算編成に当たっての基本的な考え方

### 1 予算編成の考え方

令和3年度の予算編成に当たっては、上記第1の3のとおり、これまでにない財源不足が見込まれる中、令和2年10月15日付けで定められた「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度市政運営の考え方」(令和2年相模原市訓令第23号)に掲げられた「新型コロナウイルス感染症対策緊急シフト」(以下「感染症対策緊急シフト」という。)や改革プランを策定することとなった背景を踏まえ、「新規・拡充事業の凍結」を行うこととし、真に必要な経常的な経費や継続的な事業に係る経費を計上する。

ただし、次の各項目については、予算計上を行う。

- (1) 市民生活に直接関わる喫緊の課題に対応するために必要となる経費
- (2) ポストコロナのまちづくりに資する事業に係る経費
- (3) 行政の責務として必ず実施しなければならない事業に係る経費

また、社会経済情勢の変化等に伴う事業のスクラップ・アンド・ビルドについて、積極的に検討する。

## 2 予算編成における財源不足額の解消

現時点で見込まれている財源不足額については、今後の予算編成作業の中において歳入歳出の精査を行い、その解消を図るが、令和3年度当初予算編成にあっては、これまでにない財源不足額が生じていることから、歳入面においては第3の2のとおり財源の確保の徹底を図るとともに、歳出面においては感染症対策緊急シフトの2を踏まえ、徹底した事務事業の精査・見直しを行うこととする。

また、こうした状況を踏まえ、所管局区に対する枠配分経費の総額については、例年、前年度当初予算額をベースとしているが、令和3年度当初予算編成にあっては、第4の2のとおり、マイナスシーリングを設定する。

## 第3 予算編成に当たっての留意事項

第2の考え方にに基づき、予算編成を進める中にあっても、改革プランを策定することとなった背景を踏まえ、引き続き、以下に示す取組を行う。

### 1 財政硬直化の改善に向けた取組

令和元年度決算における経常収支比率は、前年度と比べると1.7ポイント上昇の99.8%となり、新たな行政需要や臨時の財政需要への対応力が極めて限定的となっていることから、財政の硬直化の改善に向け、引き続き、次に掲げる取組を積極的に行う。

- (1) 市単独事業の扶助費、物件費、各種補助金、繰出金など経常経費の見直し
- (2) 収納対策の強化による市税収入等の歳入の確保
- (3) 元利償還金に対する地方交付税措置を考慮した市債の発行

## 2 財源の確保

### (1) 市税収入等の確保

市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、「第2次債権回収対策基本方針」に基づき全庁的な収納対策の強化に取り組むとともに、納付しやすい環境づくりを図るなど、多様な手段を講じて市税収入等の確保を図る。

### (2) 特定財源の確保

国等の法令改正や制度改正、予算編成の動向を注視し、国等との間で事前に十分な協議を行うとともに、国庫・県補助事業についても市負担を生じることには留意しつつ、積極的に確保すること。

また、国等の施策を再度総ざらいし、既存の市単独事業についても活用が可能な国庫補助金等があれば積極的に確保すること。

併せて、必要に応じ、適時適切に制度改正の要望を行うこと。

### (3) 市有財産の有効活用

不要となった用地については積極的に処分するとともに、低未利用財産及び長期未着手の事業予定地については、貸付けなどの有効活用を図るなど、最も効果的な活用手法により、歳入確保及び維持管理経費の削減を行う。

また、市有財産の貸付けに当たっては、適正な対価を求めるとともに、減免を行っている場合は、その必要性について見直しを行う。

### (4) 積極的な歳入の確保の検討

これまでの仕組みにこだわらず、様々な手法について積極的に検討し、歳入の確保に取り組む。

## 3 適切な市債の発行

市債の発行に当たっては、元利償還金に対する地方交付税措置率の高い有利なものを活用する。

## 4 公共施設の長寿命化事業について

公共施設の長寿命化事業に係る経費については、市民の安全・安心を確保するために必要なものであることから、財源として公共施設等適正

管理推進事業債等を活用するなど、相模原市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画に基づき、着実に取り組む。

また、公共建築物の再編・再配置に当たっては、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」に基づき取り組む。

## 5 持続可能な都市経営の推進

積極的な歳入確保や徹底した事務事業の精査・見直しによる既存事業の廃止・縮小・統合・改善・効率化などを進め、安定的かつ持続的に行政サービスを提供する。

また、P D C Aサイクルを的確に展開することで、職員一人ひとりが「最少の経費で最大の効果を上げる」という費用対効果の視点を持って取り組む。

## 6 受益と負担の適正化

市が提供する行政サービスに係る受益と負担をより適正な関係とするため、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく使用料等の見直し等について、予算編成へ適切に反映する。

## 7 民間活力の活用

「相模原市P P P(公民連携)活用指針」に基づき、行政の活動範囲を明らかにし、行政の活動範囲以外としたものは、民営化や事業の廃止に取り組むとともに、真に行政が提供すべきサービスについては、民間企業、N P O、市民団体などのノウハウや専門知識を活用したサービスを提供する手法を活用し、サービスの向上や経費の節減に取り組む。

## 8 地方税財政を始めとする諸制度の変更への対応

社会経済情勢等による国における政策の変更も予想されることから、市の税財源や事務事業についても影響を受けることを想定し、その動向を注視する。

特に、新型コロナウイルス感染症対策や「新たな日常」の実現に関する政策については、一層の情報収集に努め、国の動向を的確に把握する。

予算編成に当たっては、国の制度改正の詳細が明らかになっているもの以外は、現行の制度を基本に計上することとする。今後、国の方針が確定し、市に影響が生じるものについては、適宜、予算内容の組替え等の対応を行う。

## 9 特別会計等の取扱い

特別会計及び公営企業会計の予算編成に当たっても、この予算編成方針を踏まえ、一般会計からの繰入金や事業費について、あらゆる角度から検証し、十分な精査を行うとともに、独立採算の原則に従い、これまで以上に受益と負担の適正化を図る。

## 第4 予算見積り・財源の配分について

### 1 枠外経費

別途指定する事業経費については、感染症対策緊急シフトや改革プランを策定することとなった背景を踏まえ、所管局区で所要額を十分精査して見積もる。

### 2 枠配分経費

枠外経費を除く全ての事務事業経費については、所管局区に配分する一般財源の枠内で編成する。

所管局区に対する枠配分経費の総額については別途示すが、配分に当たっては、行政運営推進経費のうち既に債務負担行為を設定している経費や市民の生命・財産を守るために必要な経費等を除いた残余について、令和2年度当初予算額に対し、一般財源ベースで、マイナス19%のシーリングを設定する。

なお、示達後に、枠配分経費として予算要求のあった事務事業経費についても、予算案の査定に際し更なる精査の対象とする。

以 上

## 令和3年度の収支見通し（一般会計） 事業費ベース

## 1 歳入

（単位：億円）

		令和2年度 当初予算額	令和3年度 予算見込額	令和2年度との比較	
				増減額	伸率
(1)	市税	1,297	1,187	110	8.5%
	うち個人市民税	608	526	82	13.5%
	うち法人市民税	56	28	28	50.0%
(2)	地方譲与税・交付金	249	259	10	4.0%
(3)	地方交付税	166	164	2	1.2%
	うち普通交付税	156	154	2	1.3%
(4)	国・県支出金	794	839	45	5.7%
(5)	市債	287	353	66	23.0%
	うち建設債	112	112	0	0.0%
	うち災害復旧債	19	19	0	0.0%
	うち臨時財政対策債	156	222	66	42.3%
(6)	その他	279	278	1	0.4%
	合 計 (A)	3,072	3,080	8	0.3%

## 2 歳出

(1)	人件費	767	766	1	0.1%
(2)	公債費	266	270	4	1.5%
(3)	扶助費	930	986	56	6.0%
	うち市単独事業分	141	140	1	0.7%
(4)	繰出金	216	225	9	4.2%
(5)	長寿命化事業費	92	92	0	0.0%
(6)	行政運営推進経費 （(1)から(5)までの経費以外）	801	808	7	0.9%
	合 計 (B)	3,072	3,147	75	2.4%

## 3 収支

収 支 (C) = (A) - (B)	0	67		
---------------------	---	----	--	--

令和2年9月末時点における見込み